

総務環境常任委員会審査報告書（令和6年12月）

（条例審査）

令和6年12月6日、午前10時40分から役場401会議室において、委員6名及び町長、副町長、環境課長、外環境課職員2名の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和6年12月6日の本会議で当委員会に付託された、「議案第73号 山北町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者：大野徹也委員長、児玉洋一副委員長、和田成功委員、池谷仁宏委員、
瀬戸恵津子委員、遠藤和秀委員

町出席者：町長、副町長、環境課長、外環境課職員2名

町長のあいさつのあと、環境課長から当該設備の急速充電器使用料の課金システムについて補足説明があり、はじめに本条例案の第1条（設置）第2条（定義）の各条項各号について以下の質疑がありました。

委員 急速充電器は数ヶ月前に設置されていたが、なぜこのタイミングで条例の提案となったのか。

環境課長 電線の部材調達や、電線引き込みに係る東京電力との手続きに時間を要したため、本定例会にて条例を提案した。

委員 投資と回収のバランスは検討されているのか。

環境課長 9月の全員協議会時点で、町内の軽の電気自動車の登録台数が13台、ほかに町内で普通車の電気自動車の所有台数を加味し、急速充電器の利用台数を月30台程度と見込んでいる。

一方で、町の歳出については、急速充電器の電気代のほか、設備のリース料金が年間約150万円かかるため、採算を取ることは難しいと考えるが、温室効果ガスの排出削減のために町が率先して事業を行っていくという考え方に基づいて、提案させていただいた。

- 委員 温室効果ガスの排出削減については、本会議でも説明があり理解している。役場駐車場に設置する急速充電器の最大出力が 30kw だが、一般的には他にどのような出力のものがあるのか。
- 環境課員 国内において、最大出力 150kw のものもあるが、公用車の軽の電気自動車の受入最大能力が 30kw であることや、5 年間のリース期間でまずは効果検証をしていくという考えで 30kw の出力を設定した。
- 委員 急速充電器の利用は基本的に軽の電気自動車のみか。
- 環境課員 普通車を含め大半は利用できる。
- 委員 第 2 条第 1 項第 4 号で規定している課金システムは、インターネットで登録しカードを発行してもらうという流れなのか。
- 環境課員 QR コードを読み取ってスマートフォンのアプリ等で使用することができる。
- 委員 スマートフォンは必須となるのか。
- 環境課員 エコ Q 電は、スマートフォンがなくてもエコ Q 電カードを申し込むことで使用可能になる。カードの発行には手数料が税込み 2,200 円かかる。
- 委員 今後、しっかり町民に発信していくということによいか。
- 環境課長 発信していく。

以上が本条例案の第 1 条（設置）第 2 条（定義）についての質疑です。
以下、条例順に各質疑について報告いたします。

第 4 条（使用時間）

- 委員 第 4 条第 1 項で午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分としているが、利用者の使い勝手などは検討されているか。
- 環境課長 役場正面側の駐車場が夜間常時開放していないこと、開庁時ならば職員によるサポート等の対応が可能であることなどから、使用時間を指定している。使い勝手については、今後のニーズを踏まえて検討する。
- 委員 午後 5 時 15 分になるとシステムが終了して使えなくなるのか。
- 環境課長 システムは常時使える状態となっている。

委 員 他の市町村では通年で利用可能なところもあるため、ニーズを踏まえて柔軟に対応して行ってほしい。

環境課長 第4条第2項において、必要と認める場合はその旨を掲示することで変更が可能なので、柔軟に対応できるようにしていきたい。

第6条（使用料の免除）

委 員 使用料の免除について、第1項第2号で「町長が特に必要があると認めるとき」とはどのような状況を想定しているのか。

環境課長 近年能登半島での災害の際に無料開放をしていたという事例があり、当町においてもそういう事例を想定したうえでこの条項を入れている。

第8条（使用料の還付）

委 員 使用料の還付について、「町長が特別の理由があると認めるとき」とはどのような状況を想定しているのか。

環境課長 システムエラーなど、こちら側に瑕疵がある場合などを想定している。

第9条（使用者の遵守事項）

委 員 使用者の遵守事項として、第9条第1項第2号で規定している充電後の継続駐車についてはどのように判断、対応していくのか。

環境課長 利用者のモラルに依存する部分もあると思うが、注視していきたい。また、一度の充電は最大30分だが、次の利用者がいなければ再度30分充電をするということも考えられる。

第10条（使用制限）

委 員 30分使用するとどの程度の充電となるのか。

環境課長 公用車の軽の電気自動車は、30分で50%程度充電後、約90km程度走行可能となる。

委 員 職員が監視する負担もあると思うので、うまく運用して行ってほしい。例えば普通車だったら30分の充電を複数回行うような形になるのか。

環境課員 普通車の場合は容量が大きいので、一般的には高出力の充電器を選ぶケースが多いのではないかと考える。

第12条（指示）

- 委員 急速充電器の利用スペースは2台分となっているが、一般車両の駐車は制限されるのか。
- 環境課長 基本的には駐車しないよう運用することを考えている。
- 委員 例えば午後5時15分以降に生涯学習センターを利用する方なども停められないのか。
- 環境課長 実際の運用をしていく中で、駐車していただいても致し方ないのかと考えている。

第13条（免責等）

- 委員 第13条第2項で損害賠償に関する内容があるが、それを示す看板の設置は考えていないのか。
- 環境課長 今後設置の対応をしていきたいと考えている。
- 委員長 何かあった際の使用者の賠償責任があるため、看板の設置は必要だと思う。防犯カメラの位置も調整して対応していくとも聞いているが、今後対応には万全を期してもらいたい。
- 環境課長 いただいた意見を踏まえてしっかりと検討していきたい。

以上で質疑を終了し、総務環境常任委員会に付託された「議案第73号 山北町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について」採決を諮ったところ全員賛成で了承されました。

以上を持ちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第73号に係る審議結果についての報告を終了いたします。